

犯罪被害を未然に防ぐため、

家庭用防犯カメラや録画機能付きインターホンの

購入費の一部を補助します

対 象 者 すべて該当するかた	①市内在住の満70歳以上のかた ②高齢者のみの世帯または日中高齢者のみが在宅となる時間がある世帯 ③市税を滞納していないかた
補助対象経費 令和7年4月1日 以降に購入した新品	①家庭用防犯カメラの購入費 (居住している住宅の敷地内を撮影し、映像を記録する常設のもの) ②録画機能付インターホンの購入費 (居住している住宅の玄関前の映像を記録するもの) ③家庭用防犯カメラ等の設置費用 ④家庭用防犯カメラ等の付属品の購入費
補 助 額	・対象経費の1/2以内(上限10,000円) 1,000円未満切り捨て ※1世帯1回限り ※複数のカメラ等を同時購入する場合は合計額から算出
申 請 受 付	・令和7年6月10日(火)から安全安心課で申請受付を開始します (予算に達した場合には受付を終了いたします) ※6月10日(火)、11日(水)の2日間は混雑が予想されますので、504会議室で受け付けします

※補助金の交付には準備や手続きが必要になります。

詳しい内容については市公式ホームページより確認をお願いします。

※申請に必要な書類は安全安心課または市公式ホームページにて取得できます。

お問い合わせ・申請書提出先
館林市役所 安全安心課 交通防犯係
TEL 0276-47-5115 (直通)

～裏面に続く～

◎申請の流れ

対象となるカメラ等を購入し、購入店から下記の書類をもらってください。
・領収書（商品名、購入金額および購入日が記載されているもの）
※設置費及び付属品の購入も同様

対象となるカメラ等を設置後、設置状況がわかる写真を撮影してください。

家庭用防犯カメラ等設置費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要事項を記入し、下記の書類と一緒に安全安心課へ提出してください。
(1) 誓約書（様式第2号）
(2) 領収書の原本（商品名、購入金額および購入日が記載されているもの）
(3) 購入した防犯カメラ等の機能がわかるパンフレット又は説明書の写し
(4) 設置状況がわかる写真
※通帳など振込先がわかるものを持参ください。

申請書類の審査後、交付決定通知書が郵送されます。
その後、補助金が振り込まれます。

◎よくある質問

- ① 申請受付開始以前に購入したものは対象になるか
→ 令和7年4月1日以降に購入したものは対象となりますが、それ以前に購入したものは対象外です。（領収書で確認させていただきます）
- ② インターネットで購入したものは対象になるか
→ 問題ありません
- ③ インターネットで購入した場合、領収書はどうすればよいか
→ 領収書のページを印刷して提出してください。（各サイトの領収書の発行方法に従ってください）